破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２４年（フ）第１５２号

愛知県刈谷市松栄町１丁目５番地２　205号
破産者　小渡　良輝

1　主文　当裁判所が平成24年11月13日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「愛知県岡崎市昭和町字北浦28番地８」とあるのを、「愛知県刈谷市松栄町１丁目５番地２　205号」と更正する。
2　決定年月日　平成24年12月７日
名古屋地方裁判所岡崎支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１９０号

東京都足立区東綾瀬３丁目２番２―204号、開始決定時の住所東京都足立区東綾瀬２丁目４番３―301号
破産者　告　　眞一
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４７１５号

大阪府高槻市玉川２丁目36番204号、前住所大阪府茨木市桑田町７番10号
破産者　和﨑　捨滿
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９６１号

大阪市阿倍野区三明町１丁目14―17　ベアメナージュ501号、開始決定時の住所大阪市都島区中野町５丁目13番２―1201号
破産者　岩井　修哉
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４９４号

大阪府東大阪市稲田本町１丁目６番15号
破産者　溝畑喜代美
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７５３号

大阪市東淀川区豊里７丁目22番８号　グリーン瑞豊202号、前住所大阪府摂津市別府１丁目16番14―502号
破産者　川原　一美
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８８１号

大阪府吹田市豊津町43番22号
破産者　新島　和子
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５６号

広島市安佐北区亀山２丁目26番３－６―201号
破産者　村上　　薫
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５３８号

徳島県小松島市横須町16番76号　Ｐａｌａｃｅ ＨＥＲＯ103号室
破産者　㚔谷　英夫
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５０号

徳島県徳島市北島田町１丁目85番地の８、旧住所徳島県徳島市川内町沖島598番地の６
破産者　橋本　寛人（旧姓髙木）
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２００号

神戸市西区北別府３丁目３番地の３　113号
破産者　梶原　敬三
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第３００号

広島県安芸郡海田町南幸町８番９―305号
破産者　岡田　隆義
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第１２３６号

埼玉県桶川市鴨川１丁目10番45号、前住所埼玉県川越市連雀町27番地４　ルネサンスシティ川越611号室
破産者　駒津　　明
1　破産債権の届出期間　平成25年１月10日まで
2　一般調査期日　平成25年２月４日午後２時
平成24年12月10日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３３号

長野市大字風間1220番地の１
破産者　丸山　　進
1　破産債権の届出期間　平成25年１月11日まで
2　一般調査期日　平成25年３月７日午前10時30分
平成24年12月11日
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３２号

京都府舞鶴市字北吸241番地４
破産者　有限会社キリムラ木工
1　破産債権の届出期間　平成25年１月11日まで
2　一般調査期日　平成25年２月15日午前10時30分
平成24年12月７日
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第２６８号

大阪市浪速区元町１丁目２番２号浪芳ビル６Ｆ
破産者　株式会社コミュニティーグループ
1　破産債権の届出期間　平成25年１月11日まで
2　一般調査期日　平成25年２月18日午後３時30分
平成24年12月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０２５号

大阪府寝屋川市梅が丘１丁目７―A12―505、開始決定時の住所京都府八幡市男山笹谷７番地―308―402
破産者　渡辺　和夫
1　破産債権の届出期間　平成25年１月18日まで
2　一般調査期日　平成25年２月21日午後３時30分
平成24年12月11日
大阪地方裁判所第６民事部